

富山県森林整備工事競争入札参加資格審査要綱

(趣旨)

第1条 森林整備工事の入札に参加する者の資格については、事業の公共性並びに特殊性に鑑み、申請者の信用及び技術、施工能力等について、適正に審査を行うものとする。

(資格審査の申請等)

第2条 森林整備工事の競争入札に参加する者に必要な資格については、平成24年富山県告示第332号(森林整備工事の競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「告示」という。)に定めるところによる。

2 告示第4条に規定する森林整備工事競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)等の様式は別記様式に定めるとおりとする。

(1) 森林整備工事の競争入札参加資格審査申請書類

① 森林整備工事競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)

② 使用印鑑届(様式第2号)

③ 認定事業体にあつては改善計画認定通知書の写し

④ 登記事項証明書

ア 現在事項証明書または履歴事項全部証明書

イ 申請の日前3ヶ月以内に交付されたもの

⑤ 定款の写し

⑥ 納税証明書

ア 全県税について滞納がないことを証した富山県総合県税事務所長が発行する納税証明書(富山県税条例施行規則(昭和29年富山県規則第27号)第29条に規定する第43号様式(1)に限る。)

イ 申請の日前3ヶ月以内に交付されたもの

⑦ 社内規則または委任状(主たる事務所又は営業所以外の事務所又は営業所においても競争入札に参加しようとする場合に限る。)(様式第3号)

⑧ 森林整備工事技術者名簿(変更届)(様式第4号)

⑨ 参考資料(様式第5号)

(2) 森林整備工事競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届(様式第6号)

3 建設工事競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項審査の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを提出することにより、前項に規定する書類のうち納税証明書の提出を省略することができる。

4 前2項に規定する森林整備工事技術者名簿の技術職員は次の各号に掲げるものとする。

(1) 業務の現場管理を行うのに必要な実務経験(5年以上)を有する者又は、2級土木施工管理技士、2級造園施工管理技士以上の資格を有する者

(2) 業務を実施するのに必要な資格を有する者

(3) 業務の実施現場における施業を実施するのに必要な技術を有する者

5 前項に規定する技術職員の資格要件は別表1によるものとする。

6 森林整備工事の入札参加資格があると認められた者(以下「有資格者」という。)のうち森林整備工事技術者名簿に変更が生じたときは、森林整備工事技術者名簿(変更届)(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

7 前項の書類の提出部数は、2部とする。

(資格審査)

第3条 告示第3条各号に該当し、かつ、告示第4条第2項各号に該当しない者については、次の各項目について審査するものとする。

- (1) 経営状況及び経営内容
- (2) 技術職員
- (3) 業務経歴
- (4) 施工能力
- (5) 雇用状況
- (6) 信用状況
- (7) その他知事が必要と認める事項

(森林整備工事競争入札参加資格審査委員会)

第4条 入札参加希望者についての資格審査は、富山県森林整備工事競争入札参加者資格審査委員会(以下「委員会」という。)で行うものとする。

- 2 委員会の組織及び運営は別に定める富山県森林整備工事競争入札参加資格審査実施要領により定めるものとする。

(資格審査結果)

第5条 資格審査の結果は、申請者に対し森林整備工事競争入札参加資格確認通知書(様式第7号)により通知する。

- 2 入札参加資格があると認めた者については、富山県森林整備工事競争入札参加資格者名簿(様式第8号)に登載する。
- 3 告示第5条第1項による資格者名簿登載日は4月1日とする。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月5日から施行する。

別表 1

技術職員の資格要件等

番号	技術職員の種別	資格要件	雇用人数	
1	業務管理者 (現場代理人)	業務の現場管理を行うのに必要な実務経験（5年以上）を有する者又は、2級土木施工管理技士、2級造園施工管理技士以上の資格を有する者	1名以上	
2	専門技術者	業務を実施するのに必要な次のいずれかの資格を有する者		1名以上
		① 技術士（森林部門）	技術士法に定める技術士試験に合格した者	
		② 林業技士（森林土木・林業経営・林業機械・森林環境・森林総合監理・作業道開設部門）	一般社団法人日本森林技術協会の認定する林業技士	
		③ 青年伐木造材士	富山県知事が認定した者	
		④ 林業技能作業士		
		⑤ 林業作業士	①富山県知事（平成3年～7年）、（社）富山県森林公社理事長（平成8年～14年）、（社）富山県農林水産公社理事長（平成15年～22年）が認定した者 ②林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令（平成8年農林水産省令第25号）第1条の規定により農林水産省が備える研修修了者名簿へ登録された者（平成23年～）	
		⑥ 現場管理責任者	林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令（平成8年農林水産省令第25号）第1条の規定により農林水産省が備える研修修了者名簿へ登録された者（平成23年～）	
		⑦ 統括現場管理責任者	林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令（平成8年農林水産省令第25号）第1条の規定により農林水産省が備える研修修了者名簿へ登録された者（平成23年～）	
		⑧ 林業普及指導員（林業改良指導員を含む）資格試験に合格した者	森林法に定める資格試験に合格した者（林業改良指導員にあつては実務経験1年以上）	
⑨ 知事が認めた者	別表2による			

3	技術作業員	業務の実施現場における施業を実施するのに必要な次のいずれかの技術を有する者	2名以上 (※1)
		① 刈払機取扱作業員安全衛生教育修了者	
		② 伐木等業務安全衛生特別教育修了者	
		③ 林業架線作業主任者免許保持者	
		④ 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習修了者	
		⑤ はい作業主任者技能講習修了者	
		⑥ 小型移動式クレーン運転技能講習修了者	
		⑦ 玉掛技能講習修了者	

- ・ 業務管理者は森林整備工事請負契約書において現場代理人となり得る者をいう。
- ・ 業務管理者、専門技術者はこれを兼ねることができる。
- ・ 業務管理者は技術作業員を兼ねることができない。
- ・ 専門技術者は森林整備工事請負契約書において専門技術者となり得る者をいう。

(※1) 技術作業員2名以上のうち①刈払機取扱作業員安全衛生教育修了者もしくは②伐木等業務安全衛生特別教育修了者を必ず1名以上雇用していなければならない。

別表 2

別表 1 の 2 専門技術者⑧に規定する林業改良指導員

資格等		森林整備業務の実務経験年数	受験資格等
1	⑧ 林業改良指導員資格試験に合格した者	合格後 1 年以上	(1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（同法第 69 条の 2 に規程する短期大学（次号において「短期大学」という。）を除く。）において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者又は当該課程を修める者のうち試験の実施期日から起算して 1 年以内に卒業見込みの者
			(2) 短期大学又は森林法施行令に基き「農林水産大臣の指定する試験研究機関及び教育機関を指定（昭和 33 年農林水産省告示第 125 号）」による農林水産大臣が指定する教育機関において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者で、卒業後試験の実施期日までに、次のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が 2 年以上に達する者 ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の林業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）その他これと同等以上の教育機関における林業に関する試験研究又は教育 イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における林業に関する技術についての普及又は指導
			(3) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）による検定に合格した者で、卒業又は検定合格後試験の実施期日までに、前号のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が 6 年以上に達する者
			(4) 前 3 号に掲げる者と同等以上の学識経験を有すると知事が認めた者

別表 1 の 2 専門技術者⑨に規定する富山県知事が認めた者

資格等		資格要件
2	③ 青年伐木造材士 ④ 林業技能作業士 ⑤ 林業作業士	他都道府県にて同様の資格を取得している者
3	⑨ 知事が認めた者	知事が認めた技術研修を受講し修了した者